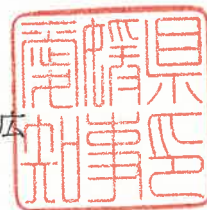


7 少第 181 号  
令和 7 年 8 月 26 日

愛媛県男女共同参画会議  
会長 桐木 陽子 様

愛媛県知事 中 村 時 広



愛媛県男女共同参画推進条例第 9 条第 5 項により準用する第 3 項の規定に基づき、次のとおり諮問します。

〔諮問〕

男女共同参画社会基本法及び愛媛県男女共同参画推進条例等を踏まえた男女共同参画の推進に関する施策の基本的な方向について、貴会議の意見を求めます。

〔理由〕

愛媛県は「第 3 次愛媛県男女共同参画計画」（令和 3 年度～令和 12 年度）に沿って、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

このたび、計画期間の後半を迎えることから、現在、国において審議が行われている男女共同参画社会基本法に基づく「第 6 次男女共同参画基本計画」（令和 8 年度～令和 12 年度）の動向を勘案しつつ、同計画の中間改定等を行うにあたり、盛り込むべき内容等について審議をお願いします。